

## 『雇用8割維持も手続きに留意 30年度税制改正通達—国税庁』

国税庁は先般、30年度税制改正に対応した一連の基本通達等を公表した。相続税法基本通達では、小規模宅地等の特例において、相続開始前3年以内に「新たに貸付事業の用に供された」ものは貸付事業用宅地等の特例の対象から除かれたが、相続開始の日まで3年を超えて引き続き特定貸付事業に供された場合は適用できる。通達では、継続的に賃貸されていた建物等で建替えをしたのち速やかに賃借人の募集が行われ、賃貸が再開したときなどは「新たに」に当たらない旨等が示され、また「特定貸付事業」に該当するか否かの判定基準も明らかになった。その他、一般社団法人等を利用した課税逃れの防止策も講じられた。

事業承継税制の特例の創設における贈与税の納税猶予制度では、雇用確保要件について一般措置を準用せず、5年間平均の常時使用従業員の数が贈与時の8割を下回った場合でも、これのみをもって納税猶予期限が確定することはないとされる。一方、円滑化法の省令及び租税特別措置法によれば8割を下回った理由について都道府県知事の確認等を受け、特例経営贈与承継期間(5年間)の末日に係る継続届出書にその確認書等の写しを添付することとされ、同通達では、それらの提出がない場合には猶予期限が確定することを明示している。

## 『児童のいる世帯の母は働く傾向 厚生労働省発表』

厚生労働省が発表した「平成29年国民生活基礎調査公表」によると、18歳未満の児童がいる世帯における母の「仕事あり」の割合は70.8%となり、昨年から3.6%上昇したことがわかった。平成16年に56.7%だった働く母は増加傾向にある。この調査は保健、医療、福祉、年金、所得等の国民生活の基礎的事項を調査するもので、昭和61年から3年ごとに大規模な調査を行い、その間の各年は簡易な調査を実施している。今回は簡易な調査のものとなる。

平成28年1月から12月までの一年間の世帯所得は全世帯平均で560万2千円、高齢者世帯が318万6千円、児童のいる世帯が739万8千円となっている。平成25年に528万9千円だった全世帯平均所得は今回の調査で3年連続の上昇となった。児童のいる世帯を見ると、前年から322,000円(対前年比4.6%)の上昇となっており、女性の労働力化が進んだことが寄与している可能性が高い。また、所得の上昇と反比例するように、生活意識としては「苦しい」「大変苦しい」と「やや苦しい」の合計)と回答した世帯は55.8%となり3年連続で減少し、所得の上昇と軌を一にするように「普通」「大変ゆとりがある」は3年連続で増加した。

出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます



## ＜夏期休業のご案内＞

平成30年8月11日(土)から8月15日(水)まで休業させていただきます。  
次回の発信は8月20日(月)の1230号です。よろしくお願いたします。



21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 [aoi@aoi-cms.com](mailto:aoi@aoi-cms.com)